



Title	オーストラリアにおける最初の国家言語政策の必要性をめぐって：エスニック・コミュニティ、言語教育の専門家、連邦教育省の動向から
Author(s)	青木, 麻衣子
Citation	Sauvage : 北海道大学大学院国際広報メディア研究科院生論集, 2, 43-57
Issue Date	2006-03-10
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/35548
Type	bulletin (article)
File Information	2_p43-58aoki.pdf



[Instructions for use](#)

オーストラリアにおける最初の国家言語政策の必要性をめぐって エスニック・コミュニティ、言語教育の専門家、連邦教育省の動向から

青木麻衣子

はじめに 問題の所在

2001年は、オーストラリアで連邦制が成立してからちょうど百年の節目の年にあたった。この百数年の間に、様々な国と地域から、様々な出自を持った人々がオーストラリアに渡ってきた。特に第二次世界大戦後は、経済の建て直しを図る目的から多くの労働力が必要とされた。そのため、南ヨーロッパやアジア地域を含む国々から多くの移民を受け入れ、市民として迎え入れなければならなかったのである。

このような、英語以外の言語を母語とする人々の波は、オーストラリア政府に対し、移民の言語教育、特に英語教育に対する支援の必要性を認識させた。移民に対する英語の教授は、最初、政府の強制と捉えられたが、時が経つにつれて、徐々に彼・彼女らの権利として認められるようになった。またこの変化は、次第に移民の母語の教授に対する関心をも呼び起こした。

言語問題に対するこのような関心と多文化主義に対する関心の高まりを背景に、「移民の存在」は徐々に顕著になり、特に教員や教職員組織の代表者、宗教家といった人々が「移民の権利」を主張するようになった¹⁾。そして1970年代中頃以降は各地で移民の教育に関する会議が開かれ、ロビー活動を行なうための組織をまとめていった²⁾。しかしこのような傾向にも拘らず、学校や大学で言語（外国語）を学習する生徒の割合は減少の一途を辿り、次第に総括的・組織的な言語政策が必要とされるようになっていったのである³⁾。

本稿では、オーストラリアで国家言語政策の必要性が提唱される過程を、特にその確立を早くから訴え、国内の議論の活性化に貢献したエスニック・コミュニティ、学校や大学の教員をはじめとする言語学・言語教育の専門家組織、連邦教育省の動向をもとに明らかにする。エスニック・コミュニティや言語学・言語教育の専門家集団は、国家言語政策の必要性を訴えるために、いち早く連邦レベルの組織を設立し、会合を開き、自分たちの意見をまとめていった。また、連邦教育省はそのような動きに迅速に対応し、自らがそれを牽引すべくオーストラリアの言語教育状況を調査し、国家言語政策の「枠組み」を提示することに努力した。そのため、それぞれの組織・機関の動向を整理・提示するとともに、各組織・機関が発表した文書から、彼・彼女らが国家言語政策を必要とした背景について考えてみたい。

オーストラリアの言語政策・言語教育政策に関する研究の多くはこれまで、1970・80年代を、移民や先住民の言語に関する要求・権利が認められるようになった時期と区分してきた⁴⁾。また、最近の研究では、近年の官僚・国家主導による政策策定の動向が批判され、1980年代のように、専門家や移民・先住民をはじめとするコミュニティの人々が政策策定過程に積極的に関わることのできる環境を取り戻すべきことが主張されている⁵⁾。しかし、政策の立案・策定過程に焦点を当てた研究は少なく⁶⁾、これまで、実際に各機関・組織が当時、言語問題・言語教育にどのような要求を持っていたのかは明らかにされていない。そのため本稿で、各組織・機関の動向と具体的な要求を整理・提示することをとおして、当時のオーストラリアの「時代」状況を窺うことができると考える。

1. エスニック・コミュニティの連携

オーストラリアにおいて、言語に関する「組織的」な政策の必要性が最初に提唱されるのは、1960年代後半から1970年代初頭にかけて開始されたアジア言語・文化の教育を対象としたものだろう。この動きは、当時のオーストラリアの政治的・経済的状况から大きく影響を受けたものであった。すなわち、宗主国であるイギリスから政治的・経済的な独立を図る一方で、近隣のアジア諸国との関係を強化しようとする政府や社会の態度を多分に反映したものだだったと捉えられる。

しかし、「国家」レベルの言語政策の必要性を最初に主張したのは、このようなアジア言語・文化の推進者ではなく、国内の移民の問題に興味・関心を持った人々であったと言えるであろう。中でも移民の子ども達の教育に関する問題は、1970年代以降、次第に様々な場で議論されるようになった。

例えば、学校における移民言語の教授に関する委員会 (the Committee on the Teaching of Migrant Languages in Schools) は、1976年に次のように述べている⁷⁾。

すべての子ども達が初等教育の早い段階から、他言語や文化に対する理解を身に付ける機会を与えられるべきである。特に、英語の技能が十分でないまま学校に入学する移民の子ども達にとって、自身の言語の学習を継続すべき教育的・社会的な強い理由が存在する。

また翌1977年には、オーストラリア移民関係審議会 (the Australian Ethnic Affairs Council) により、すべてのオーストラリア人が自身の言語や文化を維持する権利を持つこと、バイリンガル教育が拡張されるべきこと、学校がコミュニティ言語

の教授を開発すべきことが主張された。これらの主張は、当初、第二言語としての英語（English as a Second Language：以下 ESL）教育に限定されていた人々の注意・関心が、移民の母語教育へとその範囲を拡大していく様をよく表している。それは、最初は特に英語を母語としない子ども達に対する教育支援の観点から、また後にはすべての子どもが国内の多様性に目を向ける機会として必要とされた。

このような主張を背景として、1978年に発表された「ガルバリー報告」では、すべてのオーストラリア人が、自身の文化を維持できるとともに、他の文化に対する理解の涵養を奨励されるべきことが主張された。そして、移民の母語・文化の継承を第一の目的とするエスニック・スクールへの支援が開始され、すべてのオーストラリア人を対象とした多文化教育が推進される運びとなった。

しかし、このような支援の提供や新たなプログラムの開始にも拘らず、適切なカリキュラム・教材、さらには専門的な訓練を受けた教員の不足等により、全体として中等・高等教育機関で言語を学習する生徒数は減少の一途を辿った⁸⁾。そのためそのような状況を打開すべく、学校や大学の教員など言語学・言語教育の専門家は、後述するように、様々な場を利用して言語学習の重要性を訴えた。そして、言語の問題に関心を持つ組織・機関が連携して、「組織的な」言語教育政策を確立する必要性を提唱した。

このような動向を背景として 1979年には、様々な問題の改善を、政府や産業界等に要求することを主たる目的としたオーストラリアにおけるエスニック・コミュニティ審議会連合（the Federation of Ethnic Communities' Councils of Australia：以下 FECCA）が設立された。そして 1981年の第三回会合において、言語政策の問題について十分に議論する必要性が提示され、翌 1982年 10月に、国家言語政策に関する全国会議（National Language Policy Conference）が開催された。

この全国会議は、その前段階として各州のエスニック・コミュニティ審議会主催による会議・セミナーを既に実施しており、ここでは各地の意見・要求が「提案」として確認された。また同時に、同年 5月にその実施が決定された上院の教育と芸術に関する常設委員会の国家言語政策の必要性についての調査に関する理解を深め、それに対する積極的協力を促す場としても機能した。実際に、会議の開催にあたり、連邦政府や移民エスニック関係省（the Department of Immigration and Ethnic Affairs）より財政的な支援が提供された。また会議には、連邦議会で国家言語政策の確立に対する調査の必要性を最初に提案したティーク上院議員をはじめ、当時教育大臣を務めたバウム（Senator Baume, M.E.）上院議員、オーストラリア民主党の党首であったチップ上院議員（Senator Chipp, D.L.）等、多くの議員も参加し、国家言語政策の確立

に際し克服すべき課題等を訴えた。つまり、この全国会議はまさに言語使用・教育に対する各地の意見・要望を総括し、直接、政治の場に反映させるための格好の機会になったと考えられるのである。

会議の開催にあたり、FECCA の会長は、この会議の重要性を次のように指摘している⁹⁾。

1980年代は、オーストラリアにとって前代未聞の変化の時代と言えるであろう。それは、多くの言語と文化により、また移民やさらに長い先住民の歴史により、オーストラリアのアイデンティティを創造する時代である。国家言語政策の開発と実施は、この挑戦に対し大変重要な出来事となるだろう。

このような発言からは、転換期にあるオーストラリアが新たなナショナル・アイデンティティを創造し涵養するに当たり、言語政策が重要な役割を果たすとみなされていることが分かる。また同時に、そのようなナショナル・アイデンティティ、さらに国家言語政策は、オーストラリアの多文化・多言語状況を反映したものであり、自分達エスニック・コミュニティがその創造・開発に大きな役割を果たすべきだと考えられていることも窺える。つまり、これまでそれほど表舞台に出ることのなかった「エスニック」の存在が、多文化主義政策を通して、また国家言語政策を通して「認められる」ことの必要性・意義を主張していると考えられるのである。

会議は三日間にわたり、連邦教育省の事務官より国家言語政策を実施する上での問題点が提示され、また各州で行なわれた会議・セミナーで得られた成果をもとに、政策で考慮されるべき優先項目が発表された。それらの項目は、言語権 (Language Rights) の法制化 (legislation)、教育、通訳と翻訳、多言語社会における正義、健康、福祉、多言語社会におけるメディア、図書館、芸術、職場における言語、国際関係：貿易、観光、外交、国防、研究の八つであり、これらのテーマに従ってワークショップが行なわれた。そして、項目ごとに、それらが必要とされる前提状況や問題点、今後へ向けての提案等がまとめられた¹⁰⁾。

これらのテーマ・項目は、裏を返せば、各エスニック・コミュニティが現在直面し、改善を要求する言語問題を表していると捉えられる。特に、言語権の法制化は、各州の会議・セミナーで共通に提示された最も一般的かつ普遍的な要求とみなされた。そしてそれはまた、当時新たな国是とされた多文化主義に対する彼・彼女らの期待の表れでもあった。すなわち、多文化社会オーストラリアが「真に」多文化社会として認められるためには、自分達の母語・文化に代表される国内の様々な言語・文化に同

等の価値が認められ、それらが法的に承認される必要があると考えたのである。

そして具体的に、すべてのオーストラリア人に対する第二言語の技能、アボリジニやエスニック・グループ、耳の聞こえない人々が自身の言語と文化を維持する権利、すべてのオーストラリア人が英語の技能を獲得する権利、非英語話者がバイリンガルのサービスや通訳・翻訳のサービスを受けることができる権利、が法制化される必要があると主張された¹¹⁾。また、これらの「権利」を具体的に行使する上で、教育をはじめとする先に提示した ~ の項目が必要だと考えられたのである。

特に教育は、言語政策の最も重要な部分であるとみなされた。そしてその原則として、英語の特別な地位の承認、母語の維持・開発の機会の提供、すべてのオーストラリア人が言語学習へアクセスする権利、資源としての言語の有用性の四つが掲げられた¹²⁾。

英語に関しては、その特権的な地位に起因する差別を克服するために、様々な英語の変種(*the many varietal forms of English*)への配慮が必要であると主張された¹³⁾。またその一方で、ESLの位置付けが広く認識され、その教授が組織的に行なわれる必要があることも提唱された¹⁴⁾。しかし、先住民に対してはその教育を「選択する権利(*Right of Choice*)」を持つべきことも指摘された¹⁵⁾。これは、彼・彼女らがこれまで背負ってきた英語の「強制」の歴史に対する配慮だと捉えられる。

一方、英語以外の言語(*Languages Other Than English*: 以下 LOTE)に関しては、母語の維持・開発、およびすべてのオーストラリア人の言語学習ともに、区分して扱うべきではないことが主張された¹⁶⁾。LOTE教育は本来、移民や先住民の母語の維持を目的としたものであった。しかし、オーストラリアの政治経済的・社会的環境の変化に伴い、その必要性がすべてのオーストラリア人にあると考えられるようになった。このような歴史的経緯から、LOTE学習には、それが特定の人々のみに必要とされるのか、もしくはすべてのオーストラリア人を対象としたものなのか、特にその教育の責任の所在や予算の配分をめぐって、今日まで様々な見解が提示されてきた¹⁷⁾。

それに対し言わば「当事者」とも言える FECCA は、LOTE教育が、エスニック・スクールやバイリンガル教育など特定の事例を除き、統合して考えられるべきだと強く主張する。これは、彼・彼女らが求める「言語権」の承認という考えを明確に反映させたものであろう。また同時に、先にも指摘した資源としての言語の有用性を考慮しての立場であるとも考えられる。しかしいずれにせよ、その根底に「すべてのオーストラリア人」に等しく言語技能の獲得の機会を提供する必要があるという機会の平等に関する理念が存在することは事実だろう。

以上のように、FECCA の全国会議から、エスニック・コミュニティが、言語権の公的な承認・法制化を第一に求めていたことが分かった。また、彼・彼女らの LOTE 教育に対する態度から、「すべてのオーストラリア人」に対する平等な機会の提供を求めていたことも明らかになった。これらは端的に、移民・先住民の言語の使用・教育に対する「権利」の承認こそが、自分達エスニック・コミュニティのオーストラリア社会における「存在」の承認を導くものだと考えられていたことを示している。それは換言すれば、自分達のように英語以外の言語的・文化的背景を持つ人々が、オーストラリア社会でこれまで「主流」と考えられてきた英語を母語とする人々と平等に扱われるべき必要性の訴えだと考えられる。そのため国家言語政策は、そのような権利の平等性を第一に保証するものであるべきだと考えられたのである。

2. 専門家集団の連携

オーストラリアでは、特に 1970 年代を通して、教育に関する専門組織・組合が数多く設立された¹⁸⁾。中でも、1976 年に設立されたオーストラリア応用言語学協会 (Applied Linguistics Association of Australia : 以下 ALLA) は、国内の言語問題に関心を持つ人々がその問題を共有し、国家言語政策の必要性を提唱していく上で重要な役割を果たした。1978 年 10 月には、同協会の会長であったカテル (Cattel, R.) がフレーザー首相 (Fraser, M.) に言語政策の必要性に関する提案を行ない、それが上院の教育と芸術に関する常設委員会の調査を導くことになったとも言われている¹⁹⁾。

また、ALAA 同様、国家言語政策の確立に中心的な役割を果たした組織として、現代語教員協会オーストラリア連合 (the Australian Federation of Modern Language Teachers' Associations : 以下 AFMLTA) が挙げられる。AFMLTA は、同連合の機関紙である『バベル』(Babel) を通じて各州の言語教育が抱える問題や高等教育機関における言語学習者数の停滞に警鐘を鳴らし、連邦レベルでの組織的な言語政策・言語教育政策の必要性を提唱していった。特に当時会長を務めたイングラム (Ingram, D.) は、LOTE 教育を推進する立場から、学校や大学における外国語学習の衰退に危機を表明し、組織的な支援体制の必要性を訴えた。また彼は、連邦教育省や移民エスニック関係省の大臣・官僚とも個人的交流があり、彼の進言が政治家や各政府省庁の動きを誘発したとも指摘されている²⁰⁾。

1981 年 1 月、ALAA は、国家言語政策の必要性に対する政府の関心を集め、政策策定者をこの問題に取り込む目的から、キャンベラで会合を開いた。そして、国家言語政策のための専門委員会 (the Professional Language Associations for a National

Language Policy : 以下 PLANLangPol Committee) の設立を提言した。

PLANLangPol Committee は、ALLA、AFMLTA はもちろんのこと、オーストラリア言語学会 (the Australian Linguistics Society)、アボリジニ言語協会 (the Aboriginal Language Association)、英語教授のためのオーストラリア協会 (the Australian Association for the Teaching of English)、オーストラリア大学言語・文学協会 (the Australian Universities Languages and Literature Association) の六つの組織・団体により結成された。そして、言語学や言語教育の専門家の協議の場として、また政府に対する直接のロビー団体として機能した。

1983 年 1 月、PLANLangPol Committee は、オーストラリア社会における言語問題や国家言語政策の必要性に関する議論を活性化させることを目的に『オーストラリアのための国家言語政策』(A National Language Policy for Australia) を発表した。この報告書は、英語、英語以外の言語 (LOTE) を柱として、その他の事柄を併せた三つの部門から構成された。そして、当時のオーストラリアの言語使用および教育状況が紹介されるとともに、国家言語政策が包摂すべき事項・内容が提示された。

英語に関してはまず、これまで公言されることのなかった「国語」としての位置付けを承認する必要があることが指摘された²¹⁾。また、言語が、団結 (cohesive) を維持する、独自性 (distinctiveness) を表明するという二つの機能を担うことから、特に標準オーストラリア英語 (Standard Australian English : 以下 SAE) が身に付けられるべきことが強調された²²⁾。SAE は、オーストラリアにおける多様な人々のコミュニケーションを可能にする道具であると同時に、オーストラリア社会のアイデンティティの象徴でもある。そのため報告書では、近年のオーストラリアにおける言語の標準化の動向が紹介され、それが非常に保守的であるにも拘らず、やはり国語である英語に限定されて行なわれるべきことが強調された²³⁾。

次に、LOTE に関しては、オーストラリアが多文化社会であるという前提が第一に重視された。そして中でも、言語の置かれた状況の複雑性から、アボリジニ言語の使用・教育状況に関する調査と適切な支援の提供が強調された²⁴⁾。アボリジニ言語は、オーストラリアで使用されている他の多くの言語と異なり、書き言葉 (literacy) を持たない。また、それらは「アボリジニ言語」と一括りにできないほど数の多いことで知られるが²⁵⁾、英語の強制等により、既にその多くが危機的な状況にある。そのため、それらの保存・記録の必要性はもちろんのこと、彼・彼女らの自主性を重んじた教育の提供が強調された²⁶⁾。

一方、アボリジニ言語以外の LOTE に関しては、その重要性は認識されているものの、オーストラリアにおける英語の地位から注意をそらすものではないことが最初に

確認された²⁷⁾。そして LOTE の必要性が、様々な理由から英語の知識が習得できない人々に対するコミュニティ言語でのサービスの提供、家族の団結、またよりまとまりのある (cohesive) 国家の維持、多言語状況の維持・拡大という三点から説明された²⁸⁾。これは、伝統的な「保障 (compensatory)」アプローチ、「言語権」アプローチ、「多文化的な (multicultural)」アプローチ、とも紹介された²⁹⁾。

またその教育に関しては、段階別にそれぞれの現状、問題点、さらにはそれらを克服するための課題等が提示された。初等教育段階で実施される言語教育に関しては、それがエスニックの子ども達に対するものなのか、もしくはすべての者を対象としたものなのかで現在、意見の対立が見られることが指摘された³⁰⁾。上記した LOTE の必要性の と、つまり英語以外の言語を母語とする人々の言語維持を目的とするのなら、その主たる対象者はそれを必要とする子どもだけに限定される。しかし、上記の達成を目指すのであれば、その対象者は当然、すべての子どもへと拡大される。このような対象者の特定は、言語教育の目的はもちろんのこと、カリキュラムの変更、それに責任を持つ機関、さらには予算の配分にも影響を与える問題である³¹⁾。

一方、中等教育段階に関しては、これまでも度々指摘されてきた、言語学習者数の減少が問題とされ、その主要因が分析・提示された。そしてそれは、中等教育を取り巻く環境の変化から、以下のように説明された³²⁾。これまで主として大学入学のために必要とされてきた中等教育機関における言語教育は、その規制がなくなると、学習者数を大幅に減らすこととなった。また、コア・カリキュラムの導入も、言語教育を周縁的な位置へと押し遣ることに加担した。さらに、「コミュニティ言語」に対する関心の増大や初等教育機関における言語学習プログラムの拡大も、これまで伝統的な言語を教授してきた教員の危機感を強くしたと考えられる。

このようにアボリジニ言語を除く LOTE は、その必要性が様々な観点から指摘されているにも拘らず、それらの教育の推進に際しては種々の障害を抱えている。これまで「外国語」の教授に限定されてきた言語学習の初等教育段階への普及・拡大は、それが本当にすべての子ども達に必要とされるのかについて議論を巻き起こした。また、従来「外国語」の教授を必修としてきた中等教育段階における言語学習は、環境やカリキュラムの変化・変更に対応できずに、言語学習者数を減少させた。いずれにせよ、初等・中等教育段階ともに、そのような言語学習の「多様化」に対応できる組織的な政策の開発と支援体制の構築が急務である。そしてそのために、国家レベルの言語政策・言語教育政策の確立が必要とされたのである。

以上のように、言語学・言語教育の専門家組織から構成された PLANLangPol Committee は、その報告書を通して、当時の言語使用・教育の状況を整理・分析する

とともに、国家言語政策で必要とされる各言語の位置付けや役割を考察し提示した。オーストラリア社会において、国語としての英語、特に SAE は、国内のコミュニケーションの道具として必要不可欠であるとともに、オーストラリア社会のアイデンティティの象徴として重要であると主張された。それに対し LOTE は、英語の技能が十分でない人々のコミュニケーションの道具、家族・コミュニティの団結の維持、多言語状況を維持し活発化させるための手段として必要であることが明記されたものの、それらはいくまでも国語としての英語の位置付け・役割の承認を前提としたものであった。そしてまた、その教育の推進に際しては、英語のそれとは対照的に、様々な意見・障害が存在することも指摘された。そのため、国家言語政策は、そのような多様な意見を調整し、支援体制を構築する上で必要不可欠だとみなされたのである。

3．連邦教育省による提案

連邦教育省は古くから、国家言語政策に対する関心を示してきた。1981年の『年報』(Annual Report)では、「1981年5月に言語に関する国家政策を開発するプロジェクトに着手した」³³⁾ことが宣言され、その確立を主導する意思が表明された。

同省は特に、エスニック・コミュニティや言語学・言語教育の専門家等によりこれまでに為されてきた、オーストラリアの言語問題に対する総合的で調整の取れたアプローチの必要性に関する議論への貢献として、国家言語政策におけるいくつかの指標の開発が急務だと考えた。そして、翌1982年11月、『国家言語政策に向けて』(Toward a National Language Policy)を発表した。この文書は、オーストラリアにおける国家言語政策の確立に際して、組織的なアプローチを採用するための一つの事例を考察し、提示することを目的としていた。

連邦教育省は、近年の言語問題(language issues)に関わる状況を、オーストラリア社会における最近の多文化・多言語の息吹にも拘らず、これまでの単一言語的な傾向が、英語以外の言語(LOTE)にいかなる役割も認めてこなかったと解釈した³⁴⁾。そしてそのような背景から、これまで政府の関心が移民に対するESL教育プログラムにしか注がれてこなかったことを批判し、コミュニティの中で使用されているLOTEの使用と開発のための支援が必要であることを特に強調した。

『国家言語政策に向けて』において、英語はコミュニティ言語として、また国際語として、さらには国語としての役割をも充足すると考えられた³⁵⁾。そして、英語がオーストラリアの社会生活において明らかに中心的な位置を占めていることが確認された³⁶⁾。それは、同国において英語が、法律や議会での支配的な言語であり、産業や公共行政、教育の言語でもあること、また第一の共通語であることに起因している。つ

まり、オーストラリア社会で生活する上で、英語はなくてはならない必要不可欠な道具だと考えられるのである。

そのため連邦教育省は、英語を母語としない人々に対する ESL 教育に対し、広く支援が提供されるべきことを主張した。そしてそれは、 機会の平等を支持する社会において必要不可欠な支援であるとともに、それが異なる文化集団に属す人々の相互交渉を可能にすることから、結合力のある (cohesive) 多文化社会の発展にとっても不可欠だと考えられた。つまり、ESL 教育は、社会的公正の実現、 ナショナル・アイデンティティの涵養の双方から重要だと捉えられたのである。

一方、連邦教育省は、このようなオーストラリア社会における英語の位置付け・役割の明確化が、その必然の結果として、これまで言及されることのなかった LOTE の位置付け・役割の明確化を導くことを指摘した。そして、LOTE の位置付け・役割を以下のように説明した³⁷⁾。

オーストラリア社会において LOTE は当初、英語の技能が十分でない人々の間でのコミュニケーションを満たす有効な手段であると考えられた。しかし 1970 年代に移民の ESL 教育に対する支援が本格化すると、移民の当然の「権利」としての母語の維持・涵養に人々の関心が集まっていった。さらに 1980 年代に入ると、対外的な必要性から、オーストラリア国内で使用されている言語が国際的に価値のある「資源」とみなされるようになった。つまり、LOTE は時代とともに「権利」から「資源」へと、その役割を拡大させてきたと考えられたのである。

そのため連邦教育省は、オーストラリアの教育制度が、このような言語学習の「多様化」に対応すべきこと、しかしその中でどの言語が学習されるべきかについては十分な配慮を必要とすることを指摘した³⁸⁾。そして、国家言語政策で明確な目標を確立するに際しては、最近の言語使用・教育に関する信頼できるデータを収集する必要のあることを強調した。

以上のように、連邦教育省は『国家言語政策に向けて』の中で、オーストラリアにおける英語および LOTE の位置付けと役割を明確に提示した。これまで、政府の政策・支援の対象は主として英語、特に ESL に集中する傾向があった。しかし連邦教育省は、オーストラリア社会において中心的な役割を担う「英語」の位置付け・役割の明確化が、当然、「それ以外の言語」、つまり LOTE の位置付け・役割の明確化を伴うものだと考えた。すなわち、国内の「支配的な」言語としての英語の公的な承認は、それ以外の言語に対するそれ相応の「配慮」なしには成立し得ないと捉えられたのである。

『国家言語政策に向けて』において英語は、オーストラリアの国語であり第一の共

通語であるとともに、国際語であることが明示された。そして、移民や先住民など英語を母語としない人々に対する機会の平等を実現するとともに、多様な言語的・文化的背景を持つ人々をオーストラリア社会へ統合するための手段であると考えられた。そのため、ESL 教育が特に重視された。

一方、これまでその役割・位置付けが明言されることのなかった LOTE は、多くの移民・先住民の母語であると同時に、国際的に重要な「資源」であると明示された。そして、オーストラリアの教育制度が、このような言語学習の多様化に対応するとともに、その言語選択に十分な配慮を必要とすることも指摘した。

このような連邦教育省によるオーストラリア社会における言語の位置付け・役割の明確化は、その後の言語政策の確立にとって非常に大きな意味を持つこととなった。オーストラリアの最初の国家言語政策である NPL における各言語の位置付け・役割も、基本的にこの連邦教育省の考えを踏襲している。連邦教育省はこの文書の意義を「国家言語政策の必要性についてさらなる議論を呼び起こすこと」と提示しているが、政策の骨格となる議論を提示した点で、連邦教育省の果たした役割は大きいと言えるであろう。

おわりに まとめにかえて

以上のようにこれまで、国家言語政策の確立に多大な影響を与えたと考えられるエスニック・コミュニティおよび言語学・言語教育の専門家集団の連携、さらには連邦教育省により作成された討議資料を提示してきた。ここではまともとして、それぞれの組織・機関の特色を整理・提示したい。そして、それらの共通点について考えてみたい。

エスニック・コミュニティは、FECCA の全国会議を通して、自分達が抱える言語問題や政府に対する要求をまとめていった。そして、その中で第一に言語権の公的な承認・法制化を主張した。これは、英語の教育および自身の母語の使用・教育に対する「権利」の承認が、自分達エスニック・コミュニティのオーストラリア社会における「存在」の承認へと繋がっていくという期待の表れであると考えられる。そして、そのような権利・存在の平等性を第一に保証するものが国家言語政策であるとみなされたのである。

一方、1970 年代以降、次々に設立された言語学・言語教育の専門家組織は、特に中等教育機関の言語学習者数の減少に危機感を抱き、組織的な教育環境を整備・構築する必要性を主張した。そして、六つの組織・団体が連携して PLANLangPol Committee を設立した。この委員会は、当時の言語使用・教育の状況を整理・分析し、国家言語

政策で必要とされる各言語の位置付けや役割を考察し提示した。

それによると、英語は、オーストラリアの国語・共通語であるとともに、アイデンティティの象徴として機能し、その教育はすべてのオーストラリア人に必要性とされた。それに対し LOTE は、網羅的・総括的にそれらの必要性・重要性が確認されたものの、それはあくまでも国語としての英語の承認を前提とするものであった。また、特にその教育の責任の所在や予算の配分を巡っては、すべてのオーストラリア人を対象とすべきか否かで意見のばらつきが見られた。

このような動向を背景として、連邦教育省は自らも調査を実施し、国家言語政策の確立に必要とされる「枠組み」を提示することに努めた。これまでの政府の支援の対象は、主として英語に集中する傾向があった。しかし教育省は、オーストラリア社会において中心的な役割を担う「英語」の位置付け・役割の明確化が、当然、「それ以外の言語」、つまり LOTE の位置付け・役割の明確化を伴うものだと考えた。

英語は、オーストラリアの国語であり第一の共通語であるとともに、国際語であることが明示された。また、英語を母語としない人々に対する機会の平等を実現するとともに、多様な言語的・文化的背景を持つ人々をオーストラリア社会へ統合するための手段であると考えられた。一方、これまでその役割・位置付けが明言されることのなかった LOTE は、多くの移民・先住民の母語であると同時に、国際的に重要な「資源」であると明示された。そして、オーストラリアの教育制度が、このような言語学習の多様化に対応するとともに、その言語選択に十分な配慮を必要とすることも指摘した。

このように、エスニック・コミュニティ、言語学・言語教育の専門家団体、さらに連邦教育省は、それぞれの組織・機関の置かれた立場から、それぞれの状況・特色を反映した意見・要求を提示してきた。しかし、これら三者の意見・要求からは、この時代の影響を多分に受けたある一つの特徴が提示できる。それは、国語・公用語としての英語の承認による、オーストラリアの新たなナショナル・アイデンティティの確立・涵養に対する願いである。FECCA の全国会議では、その冒頭の会長挨拶で、国家言語政策の確立がオーストラリアの新たなナショナル・アイデンティティの涵養に大きな貢献を為すことが述べられた。そして、英語の重要性が特に重視された。また PLANLangPol Committee、連邦教育省ともに、それぞれ立場は異なるものの、共通して英語が国家の団結を維持する役割を担い得ることを指摘している。

これらの主張は、国内の「多様性」を重視しつつも、それらを「統合する」ための要素・道具の必要性を示している。「移民の権利」承認を求めて開始された組織的な言語政策の必要性に対する主張は、1970 年代以降の多文化主義に関する議論の高まりを

背景としつつも、奇しくもオーストラリア社会を統合する「英語」の役割の重要性を認め、その公的位置付けの承認を求める点で共通したと言えるのである。

【註】

- 1) Di Biase, B., Dyson, B., *Language Rights and the School, Inner City Education Centre, FILEF Italo-Australia Publications, 1998, p.15.*
- 2) Clyne, M., *Australia's Language Policies: Are We Going Backwards?, Current Affairs Bulletin 68 (6), 1991, pp.14-15.*
- 3) Ingram, D., *Language Policy in Australia, Babel Vol.23, No.1, 1988, p.18.* このような動きにより、1982年には上院の教育と芸術に関する常設委員会（Senate Standing Committee on Education and the Arts）が国家言語政策の必要性に関する調査を開始し、1984年にはその報告書を発表した。そして最終的に1987年に、オーストラリアの最初の国家言語政策である『言語に関する国家政策』（National Policy on Languages）を確立させることとなったのである。
- 4) 例えば、ディ・ピラス（Di Biase）とエルティス（Eltis）は、言語政策を、「問題としての言語」の時期（1970年代半ばまで）、「権利としての言語」の時期、「資源としての言語」の時期と区分している（Djite, Paulin G, *From Language Policy to Language Planning, NLLIA, 1994.*）。またクライン（Clyne, M.）は、言語政策を、連邦政府の言語教育に対する対応に視点を当てて、英語以外の言語（Languages Other Than English: LOTE）を受け入れるが何ら積極的な対応がない時期（1870年代まで）、LOTEに対して寛容ではあるが、制限のあった時期（1870年代～1900年代）、LOTEの排斥、積極的な単一言語政策を執った時期（1914年～1970年代）、寛容かつ積極的な言語政策を執る時期（1970年代以降）と区分している（Clyne, Michael, *Community Languages: The Australian Experience, Cambridge University Press, 1991.*）。さらに最初の国家言語政策であるNPLの執筆者であるロ・ピアンコは、不干涉・寛容の時期（1969年まで）、権利・平等の時期（1970年代半ばまで）、文化的・多文化的な時期、分極化の時期と整理している。具体的には、非英語系移民の子ども達に対する母語の開発や第二言語としての英語教育のどちらに対しても、連邦政府および州政府の介入がなかった時期、言語の専門家が言語政策の施行の採択に関する議論を活発化させ、移民・先住民グループが自身の言語保持に対する権利を主張し始めた時期、オーストラリア社会における平等に関する議論が終焉し、政府の方からコミュニティに働きかける時期、連邦政府の言語政策が、移民の平等を達成し、彼らの教育的・職業的な機会を保証することを目的とする一方で、すべてのオーストラリア人に対する他言語や文化を学習する機会を保証する時期と説明している（Djite, Paulin G, *op.cit., NLLIA, 1994.*）。また、最近では、ナショナル・アイデンティティの形成という観点から、イギリス主義（Britishism）、オーストラリア主義（Australianism）、多文化主義（multiculturalism）、アジア主義（Asianism）、効率主義（Economism）とまとめている。（Lo Bianco, Joseph, *A Site for Debate, Negotiation and Contest of a National Identity: Language Policy in Australia, Council of Europe, 2004.*）
- 5) 例えば、Lo Bianco, J., *From Policy to Anti-Policy: How fear of language rights took policy-making of community hands, Lo Bianco, J., Wickert R., ed., Australian Policy Activism in Language and Literacy, Language Australia, 2001.*など。
- 6) 言語政策の立案過程の分析は、これまでにオゾリンズ（Ozolins, U.）とヘンダーソン

(Henderson, D.)によって為されてきた。前者は1970年代からNPLができるまでの移民の言語・文化に対する関心の高まりを、移民政策、多文化主義政策の展開を背景に、連邦議会の議事録、政治家の声明や当時の新聞等をもとに丁寧に整理・提示している(Uldis Ozolins, *The Politics of Languages in Australia*, Cambridge University Press, 1993.)。また後者は、特にアジア言語に焦点を当て、1970年代以降、それらに対する社会の関心がどのように高まっていったのかを、政策文書・報告書はもちろんのこと政治家の声明、インタビュー等により、詳細に整理・分析している(Henderson, D., *Rudd Report: The Anatomy of an Education Reform*, un-published PhD thesis, 1999.)。

7) Commonwealth Department of Education, *Report of the Committee on the Teaching of Migrant Languages in Schools*, Australian Government Publishing Services (AGPS), 1976, p.35.

8) Lo Bianco, J., *National Policy on Languages*, AGPS, 1987, p.190.

より詳細には、中等教育修了試験で第二外国語を受験する生徒の割合が、1940年代には40%以上であったのに対し、1987年には12%しか存在しないことが示されている。また、その理由に関しては様々な説があるが、後述するPLANLangPol Committeeの説明が的確を射ていると思われる。

9) *The Federation of Ethnic Communities' Councils of Australia, National Language Policy Conference*, 1982, p.6.

10) *Ibid.*, p.13.

11) *Ibid.*, p.14.

12) *Ibid.*, p.18.

13) *Ibid.*, p.19.

14) *Ibid.*, p.20.

15) *Ibid.*, p.22.

16) *Ibid.*, p.24.

17) このようなLOTE教育の対象者をめぐる議論についても、後述するPLANLangPol Committeeの報告書で詳細に説明されている。また、この問題は、当時の多文化主義に関する議論と基盤を同じにすると考えられる。1980年代を通して、オーストラリアでは、多文化主義が移民のみを対象としたものなのか、それともすべてのオーストラリア人に対するもので議論が為されてきた。

18) 例えば1972年には、初等教育機関英語教育協会(Primary English Teachers' Association)が、1975年にはオーストラリア読書協会(Australian Reading Association)が設立された。(The PLANLangPol Committee, *A National Language Policy for Australia*, 1983, p.7-8.)

19) Ozolins, *op.cit.*, 1993, p.208.

20) Ozolins, *op.cit.*, 1993, p.210.

21) 英語のカリキュラム・ガイドラインに示されるように、公用語としての英語の位置付けと重要性は、各州で既に認められていた。(The PLANLangPol Committee, *op.cit.*, p.7.)

22) このように象徴としてのSAEの重要性を指摘するものの、言語の「技能」を重視する立場から、その能力に関しての完全な基準はないことも追加している。また、オーストラリア社会に存在する様々な英語の変種を認めるべきことも主張された。(Ibid., p.8.)

23) *Ibid.*, p.29-44. しかしながらこのようにSAEを特別視する一方で同時に、他の英語の変種や他の言語に対する配慮、承認が必要であることを主張することも忘れなかった。

先に言及した、団結の維持、独自性の表明は、他の言語はもちろんのこと、英語の変種に関しても当然該当する。そのため、報告書では、「共通の言語によって提供される全体的な統一の中にも、共通の言語の特定の形態により独自性を主張する多くのサブ・グループが存在する」(Ibid., p.20.) ことが、併せて指摘された。

24) Ibid., pp.76 ~ 93.

25) さらに、アボリジニの言語には通常「母語」という言葉は使用されない。それらは一般的に「第一言語」(first language)と記される。それは、彼・彼女らが最初に身に付ける言語が、「母方」の言語を意味しない場合もあるからである。「アボリジニの言語」はそれほど多様だと言えるのである。(Ibid., p.79.)

26) Ibid., p.91.

27) Ibid., p.94.

28) Ibid., p.95.

29) Ibid., p.97.

30) Ibid., p.115 ~ 117.

31) 例えば、バイリンガリズム (bilingualism) の達成という観点から見れば、一般的にそれを為し得る可能性が高いのは、既にその言語の技能・知識を持っているエスニックの子ども達であろう。そしてそうであると考えれば、特定の子どものみを対象とした実践を公立学校で行うことに、批判が集まるのは当然であろう。さらには、言語を教授の媒介語として用いるのか、それとも「教科」として教えるかという問題は、言語学習に費やす時間数や専門的な教員の必要性という事項とも関係する。

32) Ibid., p.120 ~ 125.

33) Ozolins, op.cit, 1993, p.211.

34) Commonwealth Department of Education, Towards a National Language Policy, Commonwealth Australia, 1982, p.1. 連邦教育省は、先住民に対する言語教育の必要性が移民のそれよりも低い優先度しか与えられなかったこと、外国語の学習がアカデミック・エリートの特権でしかなかったことも、同時に指摘している。

35) Ibid., p4.

36) Ibid., p4.

37) Ibid., pp.10 ~ 12.

38) 実際に、学校教育に「コミュニティ」言語という言葉が登場した当初、その言語を学習する目的およびそのために割り当てられる資源の程度について、それが社会的に「公正」かどうか議論が集中したとの報告も為されている。(Ibid., pp.13 ~ 16.)